

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
道路の供用開始(二九・道路課)	1
建築基準法による道路位置の指定(三〇・鹿角地域振興局建設部)	1
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(脳血管研究センター)	1

告示

道路の供用開始(二九・道路課)……………1

建築基準法による道路位置の指定(三〇・鹿角地域振興局建設部)……………1

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(脳血管研究センター)……………1

告示

秋田県告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

申請者の住所及び氏名 鹿角市花輪字妻ノ神七番地一 有限会社ランドハウス日総 代表取締役 山本林一	道路の位置の指定箇所 鹿角市花輪字下夕町十二番四、十二番九	道路の延長 三十九・八メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十七年十二月二十一日
---	----------------------------------	--------------------	----------------	-----------------------

公告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一

り道路の供用を開始する。

平成十八年一月十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	鴻屋桮線	雄勝郡羽後町田代字山ノ口七七番三から字 尼沢口七三番一まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年一月十一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成十八年一月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二一条第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十八年一月十日

秋田県知事 寺田典城

条の規定に基づき、公示する。

平成十八年一月十日

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
陽電子放射断層撮影装置(PET) 一式

秋田県知事 寺田典城

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県立脳血管研究センター事務部総務管理班 秋田市千秋久保田町六番十号
- 三 落札者を決定した日
平成十七年十一月二十九日
- 四 落札者の名称及び住所
株式会社島津製作所東北支店 宮城県仙台市青葉区中央二丁目十番三十号
- 五 落札金額
二億二千五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
平成十七年十一月十五日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六
 F A X (863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

